

平成 25 年度第 2 回門真市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成 26 年 2 月 19 日（水）午後 2 時から

開催場所 門真市役所 本館 1 階 第 5 会議室

議題 諮問案件

後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げについて

出席者 公益を代表する委員

宮本 一孝

後藤 太平

平岡 久美子

土山 重樹

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

寺西 強

松下 繁

藤田 雄子

被保険者を代表する委員

川中 仲文

勝川 喜美子

中道 富佐子

永田 幸夫

被用者保険等保険者を代表する委員

堀 精宏

欠席者 岩尾 誠
 西川 覚

市及び事務局出席者 川本副市長
 市原市民部長
 木本保険年金課長
 大倉保険収納課長
 影林保険年金課賦課G長
 東谷保険年金課医療G長
 西中保険年金課管理G長
 田中保険年金課係員

会議録

事務局：

それでは定刻より若干早めではございますが、只今より、平成25年度第2回門真市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

皆様、本日はご多忙中にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。最後までご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、議事に入ります前に、当運営協議会委員は平成25年8月1日より新たに委嘱されておりますので、本協議会の会長の選挙を行いたいと思います。

国民健康保険運営協議会の会長につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定におきまして、公益を代表する委員のうちから選挙することとなっておりますが、本市の場合、従来慣例としまして公益を代表する委員で、府議会議員の方をお願いいたしておるところでございます。

今回の会長選挙の方法におきましても、従来慣例どおり、府議会議員の方をお願いしたいと考えておりますがいかがでございましょうか。

—— 異議なし、との声あり ——

事務局：

異議なしとのことですので、府議会議員の方をお願いすることといたします。

お手元にお配りしております門真市国民健康保険運営協議会委員名簿をご覧ください。

事前に、府議会議員のお二人の間で調整していただいた結果、宮本委員にお願いしたい、とのことでした。

宮本委員に会長をお願いすることになりますが、いかがでございましょうか？

—— 異議なし、との声あり ——

事務局：

異議なしとのことですので、会長には宮本委員にお願いいたします。

なお、規則に基づき、会長は会議の議長となつていただきますので、宜しくお願ひいたします。宮本会長よろしくお願ひいたします。

—— 会長登壇 ——

会長：

只今、本協議会の会長を仰せつかることとなりました宮本でございます。

本協議会の各委員の皆様には、平素より、国民健康保険事業の運営に格段のご配慮、ご尽力を賜りまして心から厚くお礼申し上げます。私自身まだまだ微力ではございますが、皆様方のご協力によりまして、つつがなく進行させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

はじめに各委員の紹介と本日の出欠状況について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局：

はじめに、委員の紹介をさせていただきます。

まず、公益代表委員から、ご紹介させていただきます。

府議会議員でございます。

改めまして、宮本 委員 でございます。

後藤 委員 でございます。

市議会議長の 平岡 委員 でございます。

市議会副議長の 土山 委員 でございます。

次に、被用者保険等保険者代表委員でございます。

堀 委員 でございます。

次に、保険医又は保険薬剤師代表委員でございます。

寺西 委員 でございます。

松下 委員 でございます。

藤田 委員 でございます。

次に、被保険者代表委員でございます。

川中 委員 でございます。

勝川 委員 でございます。

中道 委員 でございます。

永田 委員 でございます。

以上で各委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に、本日の出欠状況をご報告させていただきます。

本国民健康保険運営協議会・構成委員 14 名中本日欠席の届出を受けておりますのは、保険医・保険薬剤師代表の西川委員、被用者保険者代表の岩尾委員の 2 名の方でございます。従いまして、本日の出席数は、委員総数 14 名中 12 名でございます。

以上出欠状況の報告といたします。

会長：

先ほどの出欠状況の報告をもちまして、門真市国民健康保険運営協議会規則第 5 条の規定により、会議が成立いたしておりますので、ただいまから協議会を開催させていただきます。

会議の進行につきましては、皆さま方のご協力を得まして、円滑に進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議録の署名には、保険医又は保険薬剤師を代表する委員のうちから藤田委員及び被保険者を代表する委員のうちから川中委員によりしくお願いいたします。

本日の諮問案件は「後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げについて」となっております。

尚、本日は園部市長が他の公務と重なり出席できませんので、川本副市長よりご挨拶を頂いたのち、諮問書を代読いただきます。

それでは、副市長よりしくお願いいたします。

副市長：

副市長の川本でございます。以後皆様方には本日公私何かとお忙しいところ本協議会の方ご出席を賜り、誠にありがとうございます。協議会の開催にあたりまして、私より一言ご挨拶申し上げます。

まず本市の国保の財政状況でございますが、現在本市におきましては「門真市国民健康保険事業収支改善計画」及び「門真市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画」に基づきまして累積赤字を解消すべく、全力をあげて取り組みをさせていただいております。

ろでございます。

その結果、平成 18 年度の累積赤字額が約 58 億 5,000 万円あったという状況でしたが、平成 24 年度の決算ではその累積赤字も 32 億 500 万円まで減少しており、さらに、収納率につきましても、以前 70%半ばというような状況でございましたけれども、現在は 88%を超えております。この 88%は、府内平均を超える状況であり、職員の意識も大変高くなっておりまして、成果も着実に表れておるのではないかと、考えるところであります。

しかしながら、今日の国保を取り巻く環境については、大変厳しい状況であるということは、委員の皆様もご承知のとおりかと思えます。例えば非正規労働者や高齢者の加入割合が高く、さらには生活習慣病の増加及び医療の高度化による医療費の増加などが、非常に大きな原因であると思っております。

その中で本市といたしましては、累積赤字をゼロという形でやっていきたい、解消したいという強い思いを持っており、そのためにもより一層の努力が必要と考えているところでございます。

皆様方の今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

本日の諮問いたします案件は、「後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げについて」の 1 件でございますので、皆様方には慎重なご審議をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

挨拶後、諮問書を朗読し会長に手渡す。

会長：

川本副市長におかれましては、ここで退席されます。

どうもありがとうございました。

—— 副市長退席 ——

(諮問書の写しを各委員に配布)

会長：

つづきまして、事務局より本日出席のメンバー紹介をお願いします。

事務局：

事務局のメンバー紹介をさせていただきます。

市民部長の市原でございます。

保険年金課長の木本でございます。

改めまして保険収納課長の大倉でございます。

保険年金課賦課G長の影林でございます。

保険年金課医療G長の東谷でございます。

保険年金課管理G長の西中でございます。

保険年金課管理Gの田中でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長：

先ほど市長より当協議会に、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げにつきまして、諮問がありましたので、事務局より、諮問案件「後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げ」について、趣旨説明をお願いします。

—— 趣旨説明 ——

(後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げについて)

事務局：

それでは、諮問案件「後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の引き上げ」につきまして、お配りしております資料に基づいてご説明申し上げます。

昨年12月に閣議決定されました平成26年度税制改正大綱に、国民健康保険に関連しまして、賦課限度額の引き上げが示されたところであります。

また、厚生労働省から、中間所得層の保険料負担の軽減を図るため、平成26年度の保険料から、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ合計4万円引き上げ、基礎賦課分を含めて総額81万円とする見直しを行う旨の通知がありました。

現行の保険料賦課限度額は、基礎賦課分51万円、後期高齢者支援金分14万円、介護納付金分12万円で、40歳から64歳までを含む世帯の合計で77万円となっております。

厚生労働省は、社会保障制度改革のプログラム法に国民健康保険料の賦課限度額引上げに関しての方針が盛り込まれたことを踏まえつつ、負担感が強いとされる中間所得層の軽減を図るとともに、基礎賦課分、後期高齢者支援金分、介護分のそれぞれで限度額に達する世帯割合にばらつきがみられることから、ばらつきを縮小させるため平成26年度に引き上げることとしております。

次に、お配りしております資料について、ご説明申し上げます。

ページめくっていただきまして資料1をご覧ください。

こちらの表は、賦課限度額を引き上げました場合に引き上げの影響を受ける世帯構成区分を表したものでございます。

限度額引き上げに伴う保険料増額分を中低所得層に分配したときのシミュレーションで、料率につきましては本年度の料率に基づきまして試算したものでございます。

所得500万円、給与収入に換算しますと6,888,000円の2人世帯で、現行保険料よりも12,040円増加しまして、所得600万円、給与収入に換算しまして800万円の2人世帯から、今回の引き上げ額の最大である4万円の増加となります。

逆に、中低所得層においては、最大で19,452円保険料が軽減される結果となっております。

続きまして、資料2の説明でございます。

こちらは限度額を引き上げることによりまして、中間所得者層の負担軽減のイメージ図でございます。

限度額引き上げによる増額分により中間所得者層に配慮した料率の設定が可能となり、結果的に保険料の軽減につながります。

なお、平成25年12月31日現在の本市の国保加入者28,686世帯のうち、所得が500万円以上の世帯は736世帯、割合は2.56%となっております。

次に北河内各市の限度額についての状況を申し上げます。

本市を除く北河内6市におきましては、全市が引き上げを予定しており、政令の賦課限度額に達していない大東市を除く5市が政令どおり4万円引き上げ、総額81万円とする改正を予定しております。

なお、本日、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、施行日が平成26年4月1日となる旨の通知が厚生労働省より大阪府を通じてございましたので、ご報告させていただきます。以上でございます。

会長：

説明は終わりましたが、この機会にご意見ご発言はございませんでしょうか。

—— 意見なし ——

他にご意見がないようでございますので、諮問案件の平成26年度の賦課限度額につきましては、事務局より説明のあったとおり、後期高齢者支援金等賦課限度額は2万円引き上げの16万円、介護納付金賦課限度額は2万円引き上げの14万円でございます。

か。

—— 異議なし、との声あり ——

会長：

それでは、市長の諮問のとおり決定いたしました。私の方より、答申書を作成し、後日、市長に答申いたします。諮問案件は以上であります。この機会に事務局より何かありますか？

事務局：

お手元の資料にある「累積赤字の推移」の表をご覧ください。

国保の累積赤字につきましては、平成18年度の58億5,400万をピークに年々減少しております。平成24年度決算におきましては、国保単独で5,000万円、一般会計からの法定外繰入を含めると7億5,000万円の黒字となっております。

平成23年度に39億5,500万円あった累積赤字は、平成24年度におきましては32億500万円まで減少しました。

このことによりまして、市町村の全会計の財政状況を表す「連結実質赤字比率」につきましては、平成23年度において全国ワースト2位であったのに対しまして、平成24年度は全国ワースト7位と大幅に改善されたものの、全国的に高い水準となっております。

これらを解消するため、今後におきましても、歳入の確保、歳出の抑制に努めまして、国保財政の健全化を図ってまいりますのでよろしくをお願いします。

事務局：

保険収納課より収納率の報告をさせていただきます。

資料の方をご覧ください。

平成16年度から北河内7市の収納率の推移を表しております。本市の平成24年度収納率88.28%でありました。前年度より2.28%上昇しており、北河内順位は4番目が変わりはございませんが、初めて府内平均を上回った状況でございます。

今後も、被保険者間の負担の公平性の確保、並びに国民健康保険事業の継続的な健全運営を行っていくため、とりわけ収納率の向上には努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長：

ありがとうございました。

報告は以上であります。この機会にご発言ございますでしょうか。今のことに関連しても結構ですが、どうでしょうか。特にございませんか。

委員：

担当部局のご努力で収納率も上がって財政状況が好転していることに敬意を表したいと思えます。

やはり気になるのが生活習慣病の問題でありまして、それに寄与するべく特定健診・特定保健指導が実施されているわけでありますが、受診状況等につきまして、最近の傾向をご教授いただければと思えます。日頃かかっている方の特定健診の受診啓発が一番ポイントになってくるのですが、特にそのあたり、最近はいかがでしょう。

資料がありましたら、ご教授いただきたいと思います。

事務局：

特定健診ですが、24年度の実績で言いますと、特定健診の受診率は31.7%でありました。

保健指導につきましては11.5%でありました。

北河内で24年度の参考値で言いますと、守口市につきまして35.1%、枚方市で30.1%、寝屋川市で36.6%、大東市で31.2%、四條畷市で20%、交野市で23.8%となっております。

保健指導につきましては、守口市で実施率が1.9%、枚方市で13.4%、寝屋川市で21.8%、大東市で16.9%、四條畷市は実質0となっております。交野市は69.3%となっております。

あと受診啓発ですが、10月ごろに特定健診を受けておられない方に対しまして、受診啓発のハガキを送付しております。また、10月の時点の啓発をして、まだ受診していない方に対しまして、翌年の1月に受診勧奨の電話をさせていただきまして、受診の呼びかけをしております。今行っている啓発は以上です。

出張健診については、毎年2月ごろに出先の機関で実施しており、今回は文化会館にて、半日出張健診を実施させていただきます。以上です。

委員：

ありがとうございました。

病気を持っていない方の、定期受診のない方の特定健診の受診率というのはわかりなないでしょうか。

事務局：

その数字については、わかりません。

委員：

そういう方にぜひ受けていただいて、指導していただきたいと思っております。

特定保健指導の方は、北河内でも各市で相当ばらつきがあるということですね。

事務局：

先ほど報告した数字ですが、最近報告いただいたもので、すごくばらつきがあります。

交野市については、保健指導の実施率が良いということです。

委員：

何か特徴でもあるのでしょうか。

事務局：

特定保健指導というのは、終了して初めて保健指導の実施率という数字として表れますので、その部分でやはり途中であきらめずに保健指導を最後までやられる方が多いということになるのだと思われま。

委員：

そういう情報をまた見せていただければと思います。

もう一点、たばこ対策というのはいろいろな意味で非常に重要な対策と認識しております。生活習慣病だけでなくがん対策としても非常に重要なポイントではありますが、今年度禁煙サポート事業をされておりますが、その実施状況について教えていただきたい。

事務局：

今年度、今日現在申請があり交付させて頂いているのが、交付済で3件、もう1件が現在申請中ということで、4件という状態でございます。

委員：

禁煙外来を受診される方がそれほど多くないということですね。

事務局：

ある程度何かの病気を持って、医師から勧められて禁煙外来でされる方が今のところ多いため、申請が少ないかと思えます。

事務局：

広報ホームページはもとより、いろいろ各出先機関や、医師会の方にもポスターを配布させていただき啓発を行っておりますが、なかなか対象者が少ないということもあり、禁煙外来の受診される方が少ないということです。今後も、いろいろな啓発事業を考えまして受診者を増やしていきたいと考えております。

委員：

先日の保健所の会議でも門真は結構生活習慣病の状態が悪いという府の統計が出ており、喫煙率も大分高いというところがございますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

事務局：

追加で申し上げますけれども、なかなか特定健診受診率があがらないところでありまして、この4月から門真市は機構改革を行いまして、保健と医療を一つの部で行うということで、新たな保健福祉という部の中で、特定健診と一般健診を一体で一つの部で担当するということになります。

現在は二つの部でやっているという部分がありましたが、一つの部でそれを一体的に担当するというところで、さらなる受診率の向上にむけて取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員：

先日、守口の保健所長の方からがんや糖尿病に関する健康状況の話で、様々な点で驚くような数字が出てきているという話を聞きました。

これらの数字の現状を明らかにしていただくのが、重要ではないかと思えます。

統計的に門真が大阪府下の1.8倍というお話でした。

委員：

先ほど委員からお話がありました、たばこの問題ですけれども、結局20歳までに吸い始める、初めてたばこを吸い始めるという人が半数以上で、つまり20歳までにタバコを吸う人の割合が高く、逆に20歳過ぎてから吸い始める人の方が、少ないのではないかということみたいです。

そういう意味では、教育委員会などと連携をとり、たばこの害についての取り組みも重要ではないかと思えます。

委員：

小学生・中学生の喫煙率というか、喫煙経験というのが相当高かったように記憶しています。

よって、喫煙については、教育関係との方との協働ということも非常に大きな問題だと思います。

委員：

収納率や累積赤字等についてですが、劇的に解消されているというところは、原課の

ご努力だと思います。

また、健康状況については、他市近隣と比較して門真は、守口と並んで悪いというような具体的な数字が挙がっているところでもありますので、そのあたりを詳細に調べていただいて、市民の方々の意識付けにつなげていくのが非常に重要ではないかと思えます。

是非、そのあたりをPRしていただいて、新しい担当課の中で展開していただきたいと思えます。

各委員お気づきのことがありましたら、ご発言いただいでよろしいでしょうか。

委員：

北河内7市の国民健康保険料収納率の推移についてですが、特に平成20年あたりから門真市だけが非常に年々、前年より改善していますが、特に良くなるヒントややり方はあるのでしょうか。

事務局：

北河内7市で比較しますと、門真市の場合は保険収納課ということで、収納を担当する課があるというのが大きい理由だと思います。

他市の場合、保険年金課の中の「収納係」という体制で、当然体制が全然違うということで、比較が難しいのですが、門真市の場合は平成18年度から「保険収納課」という、収納に特化した課を発足させたというのが一番大きい理由ではないかと思えます。他市では係なので、当然人数も違います。

委員：

何名ですか？

事務局：

現在14名です。

委員：

保険料収入も、年々良くなっているということでしょうか。

事務局：

そうですが、若干調定額も落ちてきている部分あります。

委員：

医療費の方はどうでしょうか。毎年どういう推移なのでしょう。

累積赤字の表がだんだん減ってくるということは毎年毎年黒字になっているということで、つまり収入が多くて支出が減っているということなのでしょう。

事務局：

基本的にはそういうことになるのですが、医療費につきましては年々数%ずつは増加しております。被保険者数については減少していますが、65歳以上の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者などの人口が増加しています。

その部分で医療費が上がっている部分がありますので、医療費についてはやはり年々あがっております。

委員：

どのくらいあがっているのですか。

事務局：

23年度と24年度で比較しましたら、約5%上がっております。

委員：

23年から24年に赤字額が7億5,000万円も減少し、医療費が5%上がっても赤字額が減少しているということは、相当収入が増加しているということですね。

委員：

基本的には収支均衡に近いところでやっている中で、赤字が増えていったのは収納率が悪かったのが原因で、収支均衡させながら、ある程度均衡している状況の中で、財政調整基金を入れて累積赤字を解消しているということですよ。

委員：

もし差し支えがなければ、次回は累積赤字の推移よりも、収入と支出のそれぞれの中身を教えていただけたら非常にわかりやすいのではないかと思います。

また医療費の部分についても、実際増加しているなら、それに対する課題はきちんと考えないといけないので、具体的にどこの層のどういうところで5%ずつ増加しているのかというところを教えていただければ、より分かりやすいのではないかと思います。

事務局：

つけ加えさせていただきますと、7億の黒字についてですが、当然、税金の投入がございます。

それは過去の累積赤字を解消していくという市としての大きな取組があります。平成22年度からはとにかく国保特会単独で黒字を出すということを絶対命題として取り組んできていますので、それ以降は単年度黒字を達成しております。

そういう中で税金を繰入し、一般会計からは繰出し、黒字を出していこうという状況です。

委員：

収入に占める保険料の割合は何%くらいですか。

事務局：

約30%くらいです。

委員：

税金の方の割合や投入している割合、収入に占める割合はどれくらいですか。

事務局：

今回の7億で言いますと、1割きれるくらいです。

会長：

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、特に意見もございませんので、以上で本日の会議は、終わりとさせていただきます。長時間にわたり貴重なご審議を賜りましてありがとうございます。

皆さまには、ご協力をいただき円滑な議事進行が行えましたことを心から感謝を申し上げます。今後ともよろしくご協力のほどお願い申しあげまして協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—— 国民健康保険運営協議会・終了 ——

以上の会議録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長

宮本 一孝 ⑩

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

藤田 雄子 ⑩

被保険者を代表する委員

川中 仲文 ⑩